

報 告 第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年2月25日提出

新居浜市長 石川 勝 行

和解及び損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 2 号

和解及び損害賠償の額の決定について

小型動力ポンプ付積載車の交通事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成25年1月21日

新居浜市長 石川 勝行

1 和解の相手方 （省 略）

2 事故の概要

平成24年11月11日午前7時37分頃、市道新田南通り線と市道原地庄内線との交差点（新田町一丁目8番29号地先路上）において、西進しようとした金子西分団小型動力ポンプ付積載車と北進してきた相手方の原動機付自転車とが衝突。相手方が負傷し、車両を損傷した。

3 和解の内容

（1）新居浜市は、相手方に対し、負傷させたこと及び車両を損傷させたことに係る損害賠償債務として、金10万3,037円の支払義務があることを認める。

(2) 相手方は、新居浜市に対し、損害賠償債務が無いものとして、支払義務を負わない。

(3) 新居浜市と相手方は、本件事故に関し、前2号に掲げる事項以外には、一切の債権債務のないことを相互に確認する。